

県立自然公園条例の一部改正について

自然保護課

1 改正の背景・理由

(1) 県立自然公園条例の制定 (S35)

許可基準の柔軟な運用により、保護と利用を両立。

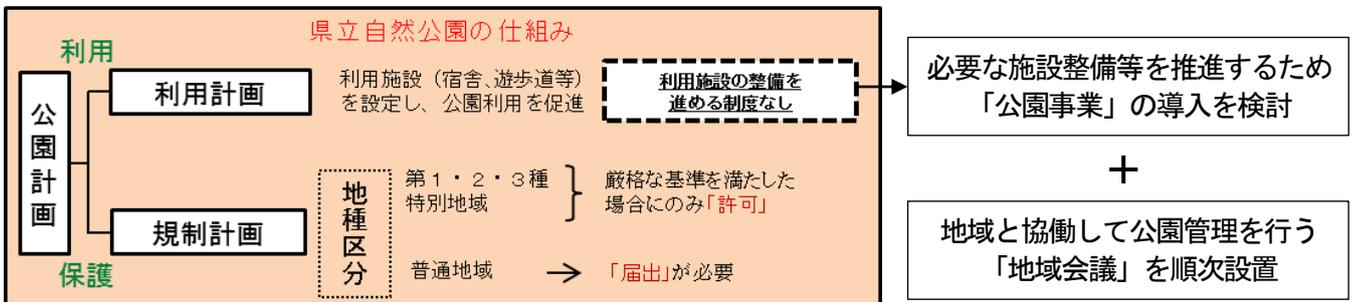
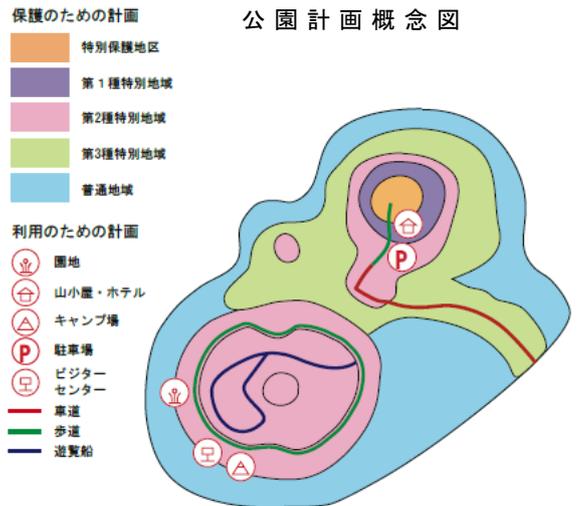
⇒ 基準の明確化等によって柔軟な運用が困難となり、必要な施設整備が進まない状況へ

☆ 公園関係者からの意見 (H27～H29 点検・検討事業)

「保護と利用のメリハリをつけ、利用しやすい制度とすべき。」など

(2) 公園管理の方針

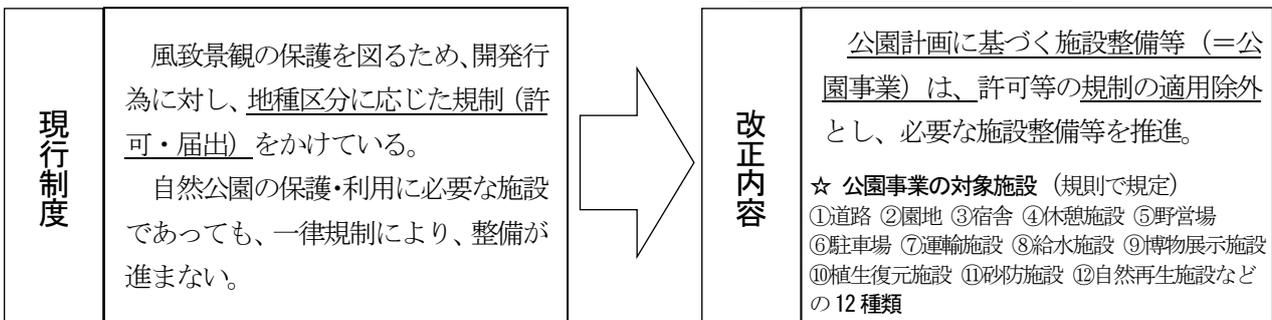
地域要望で公園が指定された経緯を踏まえ、「地域の意向を反映した公園管理」を目指す。



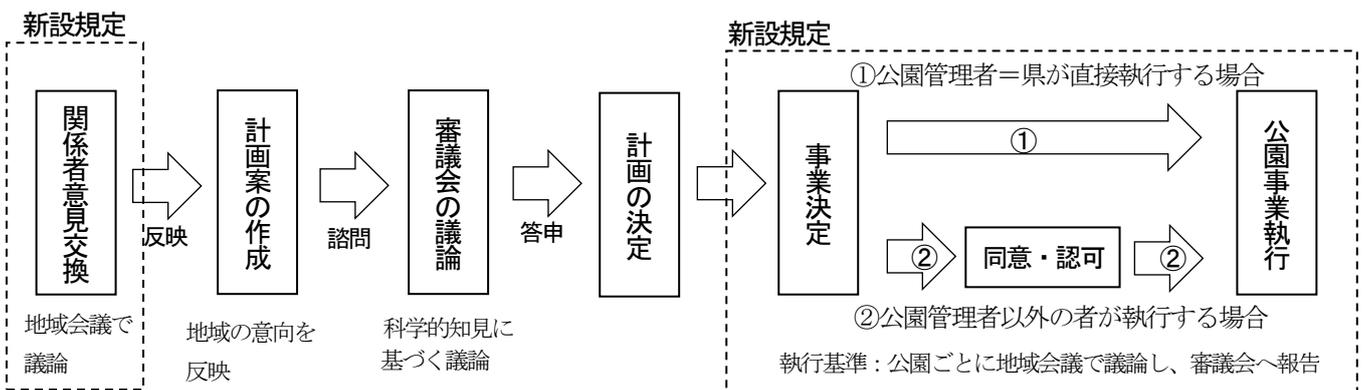
⇒ より実効性のある公園の保護と利用を図るため、条例を改正し、公園の魅力を高める。

2 改正の主な内容

自然環境を保全しながら必要な施設整備等を進めるため、「公園事業」の制度を導入する。



3 公園事業の執行手続き



4 施行日

公布の日 (平成 29 年 10 月 16 日)

【参考：「公園事業」制度導入による効果】

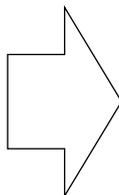
➢ 例①：ビジターセンター建設の場合【博物展示施設事業】

現 行

「建築物の新築に係る許可基準」に適合する必要があることから、厳格な規制がかけられている。

◆建築物の新・改・増築の主な許可基準

- ・第1種特別地域でないこと
- ・植生復元困難な場所等でないこと
- ・高さ：13m(10m)以内
- ・建ぺい率：10%～20%以内
- ・道路後退距離：20m(5m)以上
- ・最大建築面積：2,000㎡以下
- ・その他定性的基準あり



改正後

公園事業の「博物展示施設事業」として執行することで、展示物や施設の目的に見合った規模での整備が、可能となる。

◆施設取扱方針の例

- ・目的及び機能を達成する範囲で必要最小限の規模
- ・高さ、建ぺい率等：基準なし
- ・その他定性的基準あり

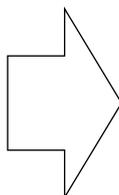
☆ 許可基準の緩和では乱開発につながることから、規則に定める必要な施設のみ、別の取扱い



➢ 例②：ニホンジカ食害対策用の電気柵設置の場合【自然再生事業】

現 行

電気柵の設置は、毎年春に設置し冬季前に撤去する作業が伴うが、電気柵設置の許可申請を、その都度行う必要がある。



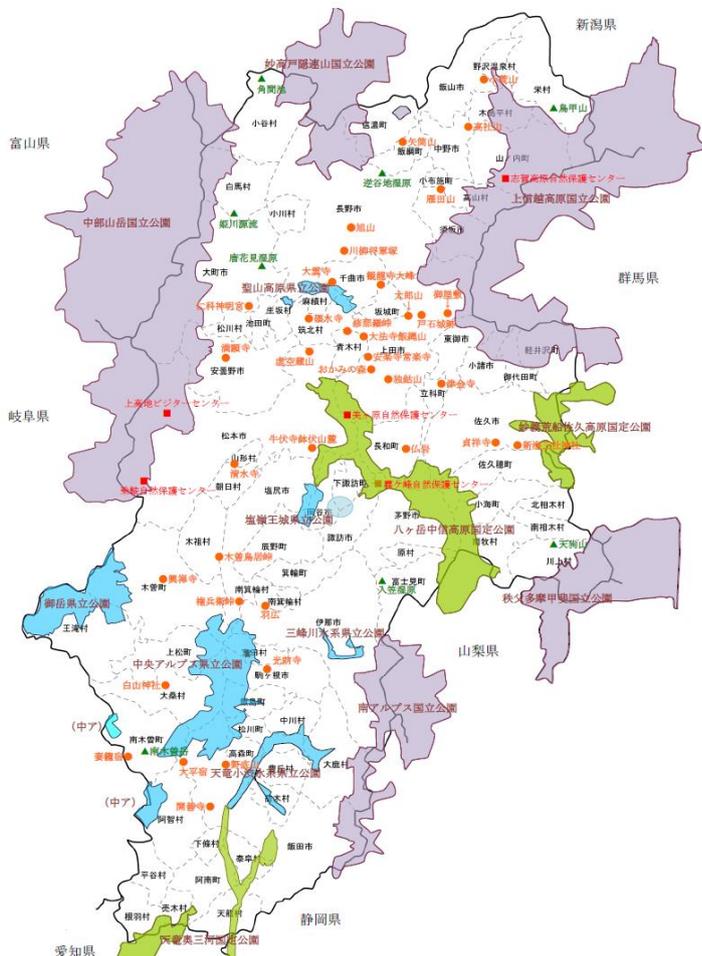
改正後

公園事業の「自然再生事業」として執行することで、当初の認可事項から変更しない限り、電気柵設置の手続きは、不要となる。

☆ 行為許可にはない継続性が確保され、事業の実施が円滑化



【参考：長野県の自然公園・自然環境保全地域】



➢ 公園種類別指定状況

国立公園	5地域
国定公園	3地域
県立自然公園	6地域

➢ 県立自然公園指定状況

中央アルプス	御岳
三峰川水系	塩嶺王城
聖山高原	天竜小流水系

凡 例	
	国立公園
	国定公園
	県立自然公園
	県自然環境保全地域
	郷土環境保全地域
	自然保護センター